「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置想定フロー

区長、市民等からの老朽危険空家等の苦情、要望等の情報提供など

↓

現地調査・確認

↓

①早急に対応が必要と思われる空家
②このまま放置すれば将来特定空家等に該当すると思われる空家
③その他の空家（管理されているもの、損傷が軽度なものなど）
の３タイプに分類

↓

所有者、相続関係者等調査

↓

適正管理の促進依頼（特措法第 12 条）

改修、除却等是正されない場合

↓

改修、除却等

上記①の倒壊等著しく保安上危険な状態の空家などを「空家等協議会」で協議

↓

特定空家等に認定

↓

助言・指導（特措法第 14 条第１項）

状況に応じて再助言・指導

↓

改修、除却等（豊岡市老朽危険空家除却支援事業補助金対象）

改修、除却等是正されない場合

勧告（特措法第 14 条第２項）

税務課に連絡
固定資産税の住宅用地特例が解除

↓

命令　事前の通知（特措法第 14 条第４項）

↓

意見書提出・意見聴取（特措法第 14 条第５項～第８項）

↓

命令の実施（特措法第 14 条第３項）
標識の設置・公示（特措法第 14 条第 11 項）

↓

戒告書（行政代執行法第３条第１項）

↓

代執行令書（行政代執行法第３条第２項）

↓

代執行実施（特措法第 14 条第９項）

↓

費用請求・徴収